

公印省略

3ス振第1771号

令和4年3月4日

各位

福岡県人づくり・県民生活部長

(スポーツ局スポーツ振興課)

まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について

県民及び事業者の皆様には、1月24日から県独自措置、1月27日からはまん延防止等重点措置として、非常に厳しい要請を実施してきたことに対し、御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

本日、政府対策本部は、本県を含む13県について、3月6日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき区域から解除することを決定したため、本県においてもまん延防止等重点措置の解除と同時に、現在発動中の福岡コロナ特別警報を福岡コロナ警報に移行することとしました。

しかしながら、まん延防止等重点措置が解除されても、感染が収束したわけではなく、感染の再拡大を招くことがないように、一人一人が引き続き警戒心をもって慎重に行動することが重要です。特に、これからは歓送迎会、花見など多くの人が集まる機会が増え、より感染性が高いとされるオミクロン株のBA.2系統の割合が増加する可能性もあることから十分備えておく必要があります。このため、3月7日から4月7日までの1ヶ月間を「感染再拡大防止対策期間」とし、県民の皆様には、まん延防止等重点措置区域等との不要不急の往来は極力控えることや感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控えること、花見に伴う宴会など、感染防止対策が徹底されていない路上・公園等における集団での飲食は自粛すること等の協力を要請します。

また、飲食店の皆様には感染防止対策を徹底し、同一グループの同一テーブルの入店案内は4人以内とすることや滞在時間が長時間（2時間以上）にならないよう促すこと等の協力を要請します。

なお、ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、無料検査を継続実施しておりますので受検ください。

改めまして、県民及び事業者の皆様には、感染再拡大防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

○別添資料 「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

直通：092-643-3342

人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課

担当：篠崎、野中

直通：092-643-3515